

第49回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時

開催場所

福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡 3階
ザ・グランド・ボールルーム

目次

第49回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	69
監査報告書	88

ご来場いただいた株主さまへのお土産等のご準備しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

証券コード 8596 2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

株式会社九州リースサービス

代表取締役社長 礒山 誠二

株主各位

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、お手数ながいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
株主総会招集通知掲載サイト

<https://www.k-lease.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



東証ウェブサイト
東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



東証ウェブサイトでは、当社名又は証券コード「8596」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択して、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3～4頁の「議決権行使方法のご案内」にしたがって、**2023年6月28日(水曜日)午後5時15分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

2 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム

3 会議の目的事項

- 報告事項
- 第49期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第49期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 取締役8名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件

以上

お願い：本株主総会ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、書面による郵送又は電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載することによりお知らせいたします。



交付書面の送付をご希望する場合のお申込みについて

書面交付請求をされた株主さまへ送付している書面(交付書面)と同内容の印刷書面をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID、パスワードをご入力の上、お申込みください。



招集通知送付受付ウェブサイト

<https://d.srdb.jp/8596/2306/>

受付期限

2023年6月23日(金)23時59分まで



お申込み方法

- ① 上記ウェブサイトアクセスし、ログインID・パスワードを入力してログイン。
- ② ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック。
- ③ ②で登録した内容をご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック。
- ④ 登録完了画面に目安となる納期が表示され、登録完了メールが届きます。その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます。

ログインID及びパスワードについて

ログインID 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」

パスワード 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号(ハイフンなし)」

※3月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、3月末時点の登録住所の郵便番号をご入力ください。

- ※一度お申込みいただいた場合、2回目以降の登録はできませんのであらかじめご了承ください。
- ※メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールが届きませんので、ご確認の上ご入力をお願いします。
- ※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。
- ※ご提供いただきましたご送付先情報、メールアドレスは本件以外に使用することはございません。

本ウェブサイトによる交付書面送付のお申込みは、電子提供制度に基づく書面交付請求ではございません。次回の株主総会以降も引き続き書面のご送付を希望される場合は、別途証券会社又は株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申出ください。

議決権行使方法のご案内

議決権は、以下3つの方法によりご行使いただけます。

当日ご出席される場合



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時開催

当日ご出席されない場合



インターネットによるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取るか、又は当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください（次頁をご参照ください）。

 **議決権行使サイト**：<https://www.web54.net/>

機関投資家の皆さまへ 株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時15分まで

●インターネットによって、複数回数議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。



郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時15分必着

●インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複してご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

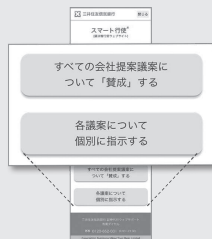
「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



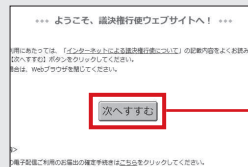
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

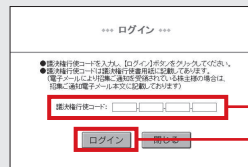
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

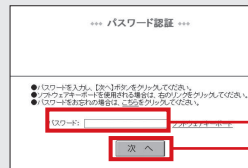
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

■「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について
機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

第1号議案 取締役8名選任の件

現在就任しております取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当 及び重要な兼職先	取締役会出席率
1	いそ やま せい じ 磯 山 誠 二	男性 再任 代表取締役社長 全社統括 日本放送協会経営委員会委員	100% (17/17回)
2	ひ がき りょう すけ 檜 垣 亮 介	男性 再任 取締役専務執行役員 総合企画部担当兼人事部担当兼総務部担当 兼経理部担当兼監査部担当	100% (17/17回)
3	いし はら たかし 石 原 隆	男性 再任 取締役常務執行役員 グループ戦略部長兼審査部担当兼法務管理 部担当兼財務部担当	100% (17/17回)
4	くろ せ たけ お 黒 瀬 健 男	男性 再任 取締役常務執行役員 リース営業部担当兼自動車営業部担当兼 IT企画部担当兼事務部担当兼営業店統括 担当	100% (17/17回)
5	の なか こう へい 野 中 康 平	男性 再任 取締役上席執行役員 ファイナンス営業部担当兼営業統括部担当	100% (17/17回)
6	ま なべ ひろ とし 眞 鍋 博 俊	男性 再任 社外 独立 取締役 株式会社博運社ホールディングス 代表取締役社長 株式会社博運社代表取締役会長 公益社団法人福岡県トラック協会会長 公益社団法人全日本トラック協会副会長 福岡商工会議所副会頭	100% (17/17回)
7	や ざき せい じ 矢 崎 精 二	男性 再任 社外 独立 取締役	100% (17/17回)
8	か とう あき こ 加 藤 暁 子	女性 新任 社外 独立 日本の次世代リーダー養成塾 専務理事兼事務局長 公益財団法人AFS日本協会理事長 NPO法人九州・アジア経営塾 アドバイザー	—

候補者番号

1

いそ やま せい じ
磯 山 誠 二
(1951年6月22日生)

再任

所有する当社株式の数 22,600株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	(株)西日本相互銀行(現(株)西日本シティ銀行) 入行	2013年6月	同行取締役副頭取(代表取締役) 地区本部統括
2004年6月	同行取締役福岡地区本部副部長兼本店営業部長	2015年9月	福岡商工会議所会頭
2007年6月	同行常務取締役福岡地区本部長	2016年10月	(株)西日本フィナンシャルホールディングス取締役副社長(代表取締役) 監査部担当
2009年6月	同行専務取締役福岡地区本部長	2018年6月	当社代表取締役会長
2010年6月	同行専務取締役(代表取締役) 地区本部統括、福岡地区本部長	2019年6月	当社代表取締役社長(現任)
2011年6月	同行取締役専務執行役員(代表取締役) 地区本部統括、福岡地区本部長	2019年12月	日本放送協会経営委員会委員(現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたる銀行経営及び福岡商工会議所会頭としての豊富な経験と幅広い見識、人脈を有しています。2018年6月に当社の取締役に選任されて以降、代表取締役会長として、また2019年6月からは代表取締役社長として経営全般に対しその能力を発揮していることから、今後もその能力・経験を経営に活かすため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ひ がき りょう すけ
檜 垣 亮 介
(1961年1月1日生)

再任

所有する当社株式の数 21,100株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2015年6月	当社常務取締役業務本部長兼審査管理本部長
2005年8月	当社執行役員営業本部副本部長	2018年6月	当社取締役専務執行役員業務本部長兼審査管理本部長兼関連事業部長兼経営管理部担当
2011年6月	当社取締役営業本部副本部長兼フィービジネス事業部担当兼経営戦略部担当	2022年6月	当社取締役専務執行役員総合企画部担当兼人事部担当兼総務部担当兼経理部担当兼監査部担当(現任)
2013年6月	当社取締役業務本部長兼審査管理本部長兼関連事業部担当		

取締役候補者とした理由

1984年の当社入社以来、営業部門や管理、財務、経営企画などの各部門における豊富な業務実績と部門責任者や担当役員としての経験を有しており、また現在は管理部門及び監査部門の担当役員としてその能力を発揮していることから、今後もその能力・経験等を当社の経営に活かすため、引続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

いし はら たかし
石 原 隆
(1959年3月3日生)

再任

所有する当社株式の数 10,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	(株)西日本相互銀行(現株)西日本シティ銀行) 入行	2020年6月	当社取締役常務執行役員アライアンス営業部担当兼営業開発部担当兼営業企画部担当
2003年6月	同行横浜支店長	2022年8月	当社取締役常務執行役員アライアンス営業部担当兼財務部担当兼審査部担当兼法務管理部担当
2009年5月	同行宮崎支店長兼南九州ブロック長	2023年4月	当社取締役常務執行役員グループ戦略部長兼審査部担当兼法務管理部担当兼財務部担当(現任)
2013年6月	同行執行役員宮崎営業部長兼南九州ブロック長		
2014年5月	同行執行役員地域振興部長		
2016年6月	同行常務執行役員地域振興部長		
2020年4月	当社アライアンス営業部長		

取締役候補者とした理由

銀行における法人営業の豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、また2020年6月に当社の取締役を選任されて以降、グループ戦略、財務、審査、法務管理などの各部門の担当役員としてその能力を発揮していることから、今後もその能力・経験等を当社の経営に活かすため、引続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

くろ せ たけ お
黒 瀬 健 男
(1963年10月8日生)

再任

所有する当社株式の数 18,100株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2014年 10月	当社取締役営業第一本部長兼リース営業部長兼関連事業部長
2008年 6月	当社執行役員営業本部リース事業部長兼本社営業部長	2017年 4月	当社取締役審査管理本部長兼総合企画部担当
2011年 6月	当社取締役営業本部副本部長兼リース事業部長兼ソリューション事業部担当	2018年 6月	当社取締役常務執行役員営業第一本部長兼リース営業部長
2012年 6月	当社取締役営業本部長兼リース事業部長兼本社営業部長兼新規事業部担当	2022年 6月	当社取締役常務執行役員リース営業部担当兼自動車営業部担当兼IT企画部担当兼事務部担当兼営業店統括担当(現任)

取締役候補者とした理由

1986年の当社入社以来、営業部門や財務、経営企画、審査などの各部門における豊富な業務実績と部門責任者や担当役員としての経験を有しており、また現在はリース、IT企画、事務部門などの担当役員としてその能力を発揮していることから、今後もその能力・経験等を当社の経営に活かすため、引続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

の なか こう へい
野 中 康 平
(1967年3月5日生)

再任

所有する当社株式の数 20,400株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	当社入社	2022年 8月	当社取締役上席執行役員ファイナンス営業部担当兼営業企画部担当兼営業開発部担当兼関連事業部長
2013年 6月	当社執行役員ファイナンス営業部長	2023年 4月	当社取締役上席執行役員ファイナンス営業部担当兼営業統括部担当(現任)
2016年 6月	当社上席執行役員ファイナンス営業部長		
2017年 6月	当社取締役営業第二本部長兼ファイナンス営業部長		
2018年 6月	当社取締役上席執行役員営業第二本部長		

取締役候補者とした理由

1990年の当社入社以来、営業部門や財務、経営企画などの各部門における豊富な業務実績と部門責任者や担当役員としての経験を有しており、また現在は営業部門の担当役員としてその能力を発揮していることから、今後もその能力・経験等を当社の経営に活かすため、引続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ま なべ ひろ とし
眞 鍋 博 俊
(1950年10月11日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 11,200株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月	住友商事(株)入社	2015年 6月	当社取締役 (現任)
1976年 3月	(株)博運社入社		公益社団法人福岡県トラック協会会長 (現任)
1978年 2月	同社取締役		公益社団法人全日本トラック協会副会長 (現任)
1984年 2月	同社常務取締役		
1992年 2月	同社専務取締役		
1996年 2月	同社代表取締役社長	2020年11月	福岡商工会議所副会頭 (現任)
2014年 2月	同社代表取締役会長 (現任)		(株)博運社ホールディングス代表取締役社長 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる会社経営における豊富な経験と幅広い見識を有しているほか、当社においても、取締役就任以来、社外取締役として議案審議の適正性を確保するために必要な質問や提言を行い、経営監視機能を果たしていただいております。今後も業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待し、引続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

や ざき せい じ
矢 崎 精 二
(1951年1月25日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数 200株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月	ロイヤル(株) (現ロイヤルホールディングス(株))入社	2008年11月	ロイヤルホールディングス(株)高速道路カンパニープレジデント
2002年 2月	同社業務執行役員専門レストラン事業部長	2010年 3月	同社取締役高速道路カンパニープレジデント
2005年 7月	ロイヤル空港レストラン(株) (現ロイヤルコントラフトサービス(株)) 代表取締役社長	2011年 1月	同社取締役兼ロイヤルホスト(株)代表取締役社長
		2011年 3月	同社常務取締役
		2013年 3月	同社専務取締役
		2018年 6月	当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

会社経営における豊富な経験と幅広い見識を有しているほか、当社においても、取締役就任以来、社外取締役として議案審議の適正性を確保するために必要な質問や提言を行い、経営監視機能を果たしていただいております。今後も業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待し、引続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

かとうあきこ
加藤 暁 子
(1959年5月10日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	(株)毎日新聞社入社	2010年4月	日本の次世代リーダー養成 成熟専務理事兼事務局長 (現任)
1996年4月	同社香港支局特派員	2011年4月	NPO法人九州・アジア 経営塾アドバイザー(現 任)
2001年10月	慶応義塾大学グローバル セキュリティ研究所研究 員	2013年6月	RKB毎日放送(株)アジア 戦略室顧問
2004年7月	日本の次世代リーダー養成 成熟事務局長	2016年7月	公益財団法人A F S日本 協会理事長(現任)
2006年4月	早稲田大学公共政策研 究所客員研究員兼財団 法人インド経済研究所 研究員		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

新聞記者や人材育成、グローバル研究員としての豊富な経験とそれに裏付けられた幅広い見識を有しており、客観的な視点から業務執行に対する監督機能への貢献を期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社経営に直接関与したことはありませんが、これらの理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者眞鍋博俊氏、矢崎精二氏及び加藤暁子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 眞鍋博俊氏及び矢崎精二氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、眞鍋博俊氏は8年、矢崎精二氏は5年になります。
4. 当社は取締役候補者眞鍋博俊氏及び矢崎精二氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ており、各氏が取締役に選任された場合、引続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は取締役候補者加藤暁子氏が取締役に選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。
6. 加藤暁子氏の戸籍上の氏名は藤井暁子であります。
7. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

現在就任しております監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位 及び重要な兼職先	取締役会 出席率	監査役会 出席率
1	いた はし まさ ゆき 板 橋 正 幸	男性	新任 常務執行役員 審査部長	—	—
2	お はら ゆき たか 小 原 千 尚	男性	再任 社外 監査役 福岡地所株式会社常務執行役員 株式会社福岡リアルティ取締役	94% (16/17回)	100% (15/15回)
3	ほん だ たか しげ 本 田 隆 茂	男性	新任 社外 株式会社西日本フィナンシャル ホールディングス取締役執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員 昭和鉄工株式会社監査役 株式会社長崎銀行取締役	—	—

候補者番号 1 **いた はし まさ ゆき** **板 橋 正 幸** **新任** 所有する当社株式の数 21,100株
(1962年6月28日生)



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2019年 6月	当社取締役上席執行役員 総合企画部担当兼人事総 務部長
2007年 4月	当社久留米支店長	2020年 6月	取締役上席執行役員人事 総務部長
2011年 7月	当社経営戦略部長	2021年 6月	常務執行役員審査部長 (現任)
2013年 6月	当社執行役員総合企画部 長		
2015年 6月	当社上席執行役員総合企 画部長		

監査役候補者とした理由

1986年の当社入社以来、主に財務、経営企画部門における業務実績と現在は審査部門の責任者を務めており、財務、会計に関する相当程度の能力・経験等を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 **お はら ゆき たか** **小 原 千 尚** **再任** **社外** 所有する当社株式の数 0株
(1973年11月20日生)



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年 4月	(株)日本興業銀行 (現株み ずほフィナンシャル グループ) 入行	2020年 6月	同社常務執行役員 (現 任)
2004年 1月	(株)福岡リアルティ入社	2021年 6月	当社監査役 (現任) (株)福岡リアルティ取締役 (現任)
2015年 2月	福岡地所(株)出向		
2017年 6月	同社執行役員		

社外監査役候補者とした理由

事業会社における投資、企画部門の責任者や幅広い業務実績や執行役員としての経験を有しており、客観的かつ公正な視点から適切な監査・監督機能を発揮していただけると判断し、引続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ほん だ たか しげ
本 田 隆 茂
(1965年12月23日生)

新任 社外

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年 4月	(株)西日本銀行（現西日本シティ銀行）入行	2021年 6月	同社取締役執行役員（現任）
2016年 6月	同行執行役員		昭和鉄工株式会社監査役（現任）
2018年 6月	同行常務執行役員		株式会社長崎銀行取締役（現任）
2020年 6月	同行取締役常務執行役員（現任）		

(株)西日本フィナンシャルホールディングス執行役員

社外監査役候補者とした理由

長年にわたる銀行での取締役・執行役員としての幅広い職務経験と豊富な知識を活かし、客観的かつ公正な立場で適切な監査・監督機能を発揮していただけると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者小原千尚氏及び本田隆茂氏は社外監査役候補者であります。
3. 小原千尚氏は、現に当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって2年になります。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

〔ご参考〕 スキルマトリックス

当社の各取締役、監査役の専門性・経験等も踏まえて特に期待する分野は、下表のとおりとなります。

氏名	役位	独立役員	経営	金融 リース	不動産	財務 会計	法務 リスク 管理	ESG サステナ ビリティ
礪山誠二	代表取締役社長		○	○	○	○	○	○
檜垣亮介	取締役専務執行役員		○	○	○		○	
石原 隆	取締役常務執行役員		○	○	○	○	○	
黒瀬健男	取締役常務執行役員		○	○	○			○
野中康平	取締役上席執行役員			○	○			○
眞鍋博俊	社外取締役	○	○		○			○
矢崎精二	社外取締役	○	○			○		○
加藤暁子	社外取締役	○		○				○
板橋正幸	監査役			○		○	○	
小原千尚	社外監査役		○		○	○		
本田隆茂	社外監査役			○		○	○	

※上記の一覧表は、各取締役、監査役が有する全ての知見及び経験を表すものではありません。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におきましても、昨年8月中旬をピークとする「第7波」、本年1月上旬をピークとする「第8波」が到来するなど、新型コロナウイルス感染症は感染拡大と縮小を繰り返し、社会経済活動に多大な影響を及ぼしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを5月8日から季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」への引き下げを決定するなど、政府による新型コロナウイルス感染症の感染対策が見直され、社会経済活動の正常化に向けた動きが着実に進展しております。また、ウクライナ情勢の長期化による資源・原材料価格の高騰を背景とした国内物価の上昇に対する機動的な財政政策の効果などにより、わが国の景気は緩やかながら持ち直しの傾向を示しております。

一方で、アメリカの中堅銀行の破綻やスイス大手銀行の救済など欧米での金融不安の発生やインフレ懸念に伴う世界的な金融引締めが続く中で、海外景気の下振れが懸念されていることに加え、当面、国内物価の上昇傾向が続くことが予想されることなどから、わが国経済の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。

このような厳しい環境の下、当社グループは、引続き、中期経営計画「共創2024～Challenge for the Future～」(計画期間：2021年4月～2024年3月)の各種施策を実践することにより、九州発の総合金融サービス企業として、新たな価値や豊かな未来を創造することを目指し、「事業基盤の拡充」と「企業態勢の高度化」に取り組んでおります。

また、当社は、株式会社西日本フィナンシャルホールディングス(以下「西日本FH」)との間で締結した資本・業務提携に関する契約に基づき、2022年10月5日に西日本FHの持分法適用会社となりました。主要地盤を同じくする両社が一層連携を深めるとともに、お客さまのニーズに対してより幅広いソリューションを提供し、地域のサステナビリティ、ひいては、両社の企業価値の向上に努めてまいります。

【中期経営計画で目標とする経営指標の2023年3月末時点の実績】

連 結	2023年3月 実 績	2024年3月 目 標
営業利益	54億円	40億円
営業資産	1,632億円	1,660億円

当連結会計年度の業績につきましては、各セグメントとも概ね好調に推移いたしました。さらに営業資産の入替えに伴う賃貸資産（航空機）及び大口の販売用不動産の売却などにより、売上高は36,807百万円（前期比24.5%増）、営業利益は5,477百万円（前期比68.5%増）、経常利益は5,422百万円（前期比64.4%増）となりました。また、公開買付けへの応募に伴う株式会社シノケングループの株式売却益を特別利益に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は5,862百万円（前期比175.5%増）となりました。中期経営計画において環境関連分野への取組みを強化する方針を掲げ、同分野のリース・割賦資産及び販売用不動産の取得に取組んだ結果、営業資産残高は6,975百万円増加し163,256百万円（前期末比4.5%増）となりました。

セグメント業績の概要

①リース・割賦

商業用設備などを中心に新規取扱高が好調に推移したことに加え、営業資産の入替えに伴う賃貸資産（航空機）の売却により、売上高は22,433百万円（前期比29.8%増）、営業利益は3,364百万円（前期比197.2%増）となりました。なお、営業資産残高は83,607百万円（前期末比2.8%増）となりました。

②ファイナンス

売上高は1,621百万円（前期比2.7%減）となりましたが、与信関連費用の減少により、営業利益は940百万円（前期比1.4%増）となりました。なお、営業資産残高は32,900百万円（前期末比1.4%増）となりました。

③不動産

保有資産の入替えに伴う、大口の不動産販売収入を計上したことなどにより、売上高は11,216百万円（前期比22.3%増）、営業利益は1,487百万円（前期比0.0%増）となりました。なお、販売用不動産の取得などにより営業資産残高は42,369百万円（前期末比12.1%増）となりました。

④フィービジネス

新車の納期遅れが長引く中で、中古車の案件取組に注力したことにより自動車関連の手数料収入が増収となり、また保険代理店収入も増収となったことから、売上高は438百万円（前期比9.9%増）、営業利益は158百万円（前期比8.6%増）となりました。

⑤環境ソリューション

前期に取得した太陽光発電所の収益貢献により、売上高は1,064百万円（前期比6.3%増）、営業利益は94百万円（前期比6.2%増）となりました。なお、営業資産残高は4,378百万円（前期末比6.3%減）となりました。

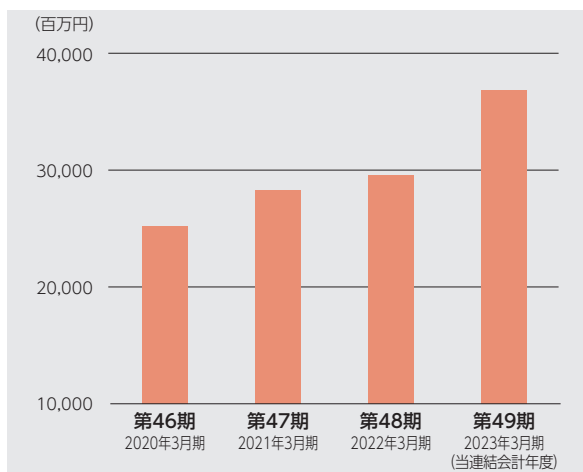
(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

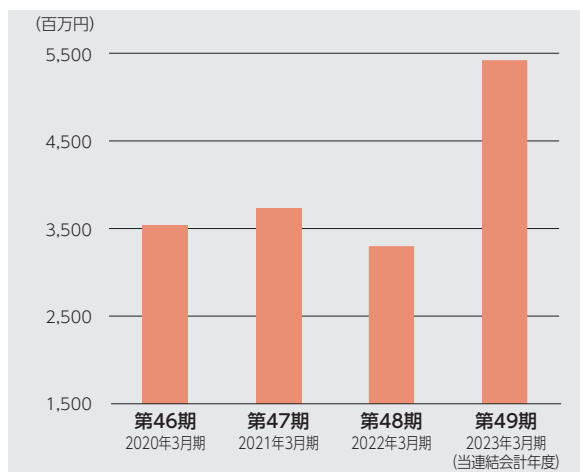
区 分		第 46 期 2020年3月期	第 47 期 2021年3月期	第 48 期 2022年3月期	第 49 期 2023年3月期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	25,189	28,259	29,555	36,807
経常利益	(百万円)	3,539	3,735	3,299	5,422
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,376	1,860	2,127	5,862
1株当たり当期純利益	(円)	105.03	82.00	93.65	257.89
総資産	(百万円)	144,444	148,523	169,417	175,514
純資産	(百万円)	29,741	32,033	33,467	37,889
1株当たり純資産	(円)	1,305.42	1,404.63	1,466.83	1,651.72

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数及び1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数については、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,031,307株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,024,200株であります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

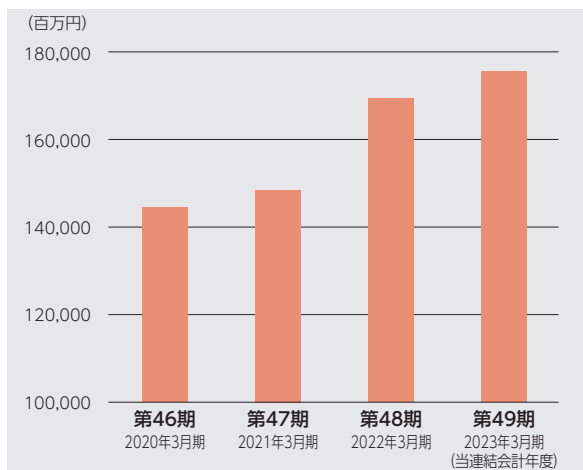
▶売上高



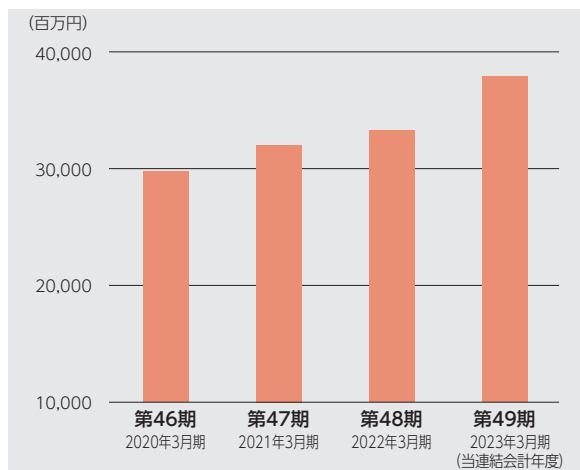
▶経常利益



▶総資産



▶純資産



(3) 対処すべき課題

政府による新型コロナウイルス感染症の感染対策の見直しや各種政策の効果により、社会経済活動は正常化に向けた動きを強めつつありますが、足許の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が下げ止まりつつあること、また、欧米での金融不安の発生やインフレ懸念に伴う世界的な金融引締めが続く中で、海外景気の下振れが懸念されていることに加え、当面、国内物価の上昇傾向が続くことが予想されることなどから、わが国経済の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。

このような厳しい経営環境が続く中、九州発の総合金融サービス企業として、様々なステークホルダーの皆さま（株主さま、お取引先、地域・社会、従業員など）とともに、新たな価値や豊かな未来を創造することを目指し、3か年に亘って「事業基盤の拡充」と「企業態勢の高度化」に取り組んでいる当社グループの中期経営計画「共創2024 ～Challenge for the Future～」は、最終年度（2024年3月期）を迎えております。

資本・業務提携契約を締結した西日本F Hとの連携をより一層深め、当社及び西日本F Hが保有するノウハウ、顧客基盤及びネットワークを最大限活用することにより、中期経営計画最終年度の目標（営業利益：40億円、営業資産：1,660億円）を達成するとともに、グループ総合力を強化し、金融にとどまらないソリューションの提供により、脱炭素化といったお客さまの課題解決を全力でサポートしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き、一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は968百万円であり、その主な内容は賃貸用不動産の取得802百万円であります。

(5) 資金調達の状況

借入金残高は114,424百万円（前期末比2,454百万円減）となりました。また、社債残高は2,000百万円（前期末比1,800百万円増）となりました。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

- ①リース・割賦事業（機械設備等のリース及び割賦販売）
- ②ファイナンス事業（金銭の貸付、債権の買取及び信用保証等）
- ③不動産事業（不動産の賃貸及び販売、匿名組合等に対する出資）
- ④フィービジネス事業（自動車リースの紹介、生命保険の募集、損害保険代理業等）
- ⑤環境ソリューション事業（売電事業、LEDレンタル事業）
- ⑥その他事業（物品販売等）

(7) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)**①当社**

事業所の名称	所在地
本 社	福岡市博多区
東 京 支 店	東京都中央区
北九州支店	北九州市小倉北区
久留米支店	福岡県久留米市
熊 本 支 店	熊本市中央区
大 分 支 店	大分県大分市
長 崎 支 店	長崎県長崎市

②主要な子会社

株式会社ケイ・エル・アイ	福岡市博多区
株式会社ケイエス信用保証	福岡市博多区
株式会社KL合人社	福岡市博多区

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)**①企業集団の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減
155名	4名減

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員につきましては、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
121名	26名減

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員につきましては、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(注) 2. 従業員数が前事業年度に比べ26名減少した主な要因は、会社分割により株式会社ケイ・エル・アイに不動産事業等の一部事業を承継させたことに伴い、同社への出向者が増加したことによるものであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社ケイ・エル・アイ	100百万円	100%	不動産事業、保険代理店事業、 物品賃貸・販売事業、売電事業
株式会社ケイエス信用保証	60百万円	90%	信用保証事業
株式会社KL合人社	10百万円	51%	不動産管理事業

③特定完全子会社に関する事項

会社名	所在地	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ケイ・エル・アイ	福岡市博多区博多駅前三丁目4番8号	35,136百万円	161,632百万円

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社西日本シティ銀行	14,371
株式会社みずほ銀行	12,443
株式会社SBI新生銀行	9,388
株式会社日本政策投資銀行	8,901
三井住友信託銀行株式会社	8,593
株式会社三井住友銀行	7,621

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①当社と株式会社西日本フィナンシャルホールディングスとの資本・業務提携契約の締結
当社は、2022年5月12日付で、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスとの間で資本・業務提携契約を締結いたしました。当該資本・業務提携契約に基づき、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスは、当社の複数の既存株主が保有する当社の普通株式を同年10月5日付で譲り受け、既存の保有株式と合わせて議決権所有割合が約30%となりました。これにより、株式会社西日本フィナンシャルホールディングスは当社の筆頭株主となるとともに、当社は株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの持分法適用会社となりました。
- ②当社と株式会社ケイ・エル・アイとの間での吸収分割
当社と株式会社西日本フィナンシャルホールディングスとの資本・業務提携契約の締結に伴い、当社が株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの持分法適用会社となるにあたり、銀行法上、銀行持株会社が議決権の15%を超えて出資する会社が営むことができない事業を当社から切り離す必要があることから、2022年5月12日付で、当社を吸収分割会社、当社の連結子会社である株式会社ケイ・エル・アイを吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結いたしました。同年10月1日を効力発生日として、当社の不動産事業等の一部事業を株式会社ケイ・エル・アイに承継させる吸収分割を行いました。
- ③株式会社ケイ・エル・アイによるキューディーアセット株式会社の吸収合併
株式会社ケイ・エル・アイは、当社グループ会社間での事業再編及び業務の効率化等を目的として、2022年5月12日付で、同社と同じく当社の連結子会社であるキューディーアセット株式会社との間で吸収合併契約を締結いたしました。同年10月1日を効力発生日として、株式会社ケイ・エル・アイを吸収合併存続会社、キューディーアセット株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ④株式会社ケイ・エル・アイによる西日本不動産開発株式会社の株式取得
株式会社ケイ・エル・アイは、不動産事業の更なる展開を可能とするグループ戦略強化に取組むべく、本年2月24日付で西日本不動産開発株式会社の発行済株式の100%を取得することを決議し、本年4月3日付で同社株式の全株の取得を完了いたしました。

2 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 68,000,000株
- ②発行済株式の総数 23,762,035株 (自己株式2,190,339株を除く)
- ③当事業年度末の株主数 21,351名
- ④大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス	7,115,000	29.94
福岡地所株式会社	3,563,500	15.00
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	1,024,200	4.31
株式会社平興産	805,000	3.39
株式会社シノケングループ	683,000	2.87
住友三井オートサービス株式会社	600,000	2.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	591,500	2.49
株式会社ゼンリン	440,000	1.85
S M B C 日興証券株式会社	389,900	1.64
株式会社二十一世紀グループ	311,430	1.31

(注) 当事業年度末の自己株式2,190,339株は、上記大株主及び持株比率の計算から除いております。
なお、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する株式1,024,200株(4.31%)については、連結貸借対照表及び貸借対照表においては自己株式として表示しております。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式
該当事項はありません。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	礪山 誠二	全社統括 日本放送協会経営委員会委員
取締役 専務執行役員	檜垣 亮介	総合企画部担当兼人事部担当兼総務部担当兼経理部担当兼監査部担当
取締役 常務執行役員	石原 隆	アライアンス営業部担当兼財務部担当兼審査部担当兼法務管理部担当
取締役 常務執行役員	黒瀬 健男	リース営業部担当兼自動車営業部担当兼IT企画部担当兼事務部担当兼営業店統括担当
取締役 上席執行役員	野中 康平	ファイナンス営業部担当兼営業企画部担当兼営業開発部担当兼関連事業部長
取締役	柴田 暢雄	特定非営利活動法人市村自然塾九州代表理事
取締役	眞鍋 博俊	株式会社博運社ホールディングス代表取締役社長 株式会社博運社代表取締役会長 公益社団法人福岡県トラック協会会長 公益社団法人全日本トラック協会副会長 福岡商工会議所副会頭
取締役	矢崎 精二	
常勤監査役	阿部 浩一	
監査役	山本 智子	TMI 総合法律事務所弁護士 OCHIホールディングス株式会社取締役監査等委員
監査役	小原 千尚	福岡地所株式会社常務執行役員 株式会社福岡リアルティ取締役

- (注) 1. 取締役柴田暢雄氏、眞鍋博俊氏及び矢崎精二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また3氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役山本智子氏及び小原千尚氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、社外監査役山本智子氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役阿部浩一氏は、当社における長年の金融業務経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は執行役員制度を導入しており、2023年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員の地位及び担当は以下のとおりであります。

氏名	地位及び担当
板橋 正幸	常務執行役員（審査部長）
小島 公孝	常務執行役員（関連事業部部長兼株式会社ケイ・エル・アイ代表取締役社長）
小嶋 良一	常務執行役員（総合企画部長）
中村 和弘	上席執行役員（リース営業部長兼本社営業部長）
松浦 重文	上席執行役員（東京支店長）
佐々木 宏	執行役員（経理部長兼総合企画部付部長）
井上 忠明	執行役員（北九州支店長）
坂井 一賀	執行役員（営業企画部長）
岡田 正和	執行役員（IT企画部長）

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員並びに子会社の役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で定めており、その概要は次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、業績連動報酬基礎額に連結経常利益に基づく支給率を乗じ翌期に毎月均等に支給します。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため株式給付信託（B B T）とし、業績に応じて規程に定める数のポイント付与を行い、取締役は退任時に株式の給付を受けます。

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬割合を参考に、役位、職責に応じた内容としております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、取締役会の決議により決定することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

株主総会の決議による取締役の金銭報酬の総額は、2015年6月26日開催の第41回定時株主総会において年額170百万円以内（うち、社外取締役年額10百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第41回定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

上記金銭報酬の他、役員（社外を除く。）に対して、株式報酬制度として「役員株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式報酬として対象者に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、2015年6月26日開催の第41回定時株主総会において、上記金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）分として38,000ポイント以内、監査役（社外監査役を除く。）分として2,000ポイント以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名、監査役（社外監査役を除く。）の員数は1名であります。

②取締役及び監査役の報酬の総額等

	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	137	90	36	11	8
(うち社外取締役)	(9)	(9)	(-)	(-)	(3)
監査役	22	21	-	0	3
(うち社外監査役)	(6)	(6)	-	(-)	(2)

(注) 1. 業績連動報酬の額（又は数）の算定の基礎としてKPIに連結経常利益を選定した理由は、財務活動をも含めた収益性指標として当社になじむと考えたからであります。

なお、当期を含む連結経常利益の推移は、18頁「企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は以下の計算式となります。

【業績連動報酬基礎額×支給率】

なお、支給率は指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議されたテーブルに基づいております。

2. 上表の非金銭報酬等の額は、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	柴田 暢雄	特定非営利活動法人市村自然塾九州 代表理事	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	眞鍋 博俊	株式会社博運社ホールディングス 代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社博運社 代表取締役会長	重要な取引その他の関係はありません。
		公益社団法人福岡県トラック協会 会長	重要な取引その他の関係はありません。
		公益社団法人全日本トラック協会 副会長	重要な取引その他の関係はありません。
		福岡商工会議所 副会頭	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	山本 智子	TMI 総合法律事務所 弁護士	重要な取引その他の関係はありません。
		OCHIホールディングス株式会社 取締役監査等委員	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	小原 千尚	福岡地所株式会社 常務執行役員	当社の主要株主であり、リース契約等の取引がありますが、その取引額は、当社連結売上高の1%未満と僅少であります。
		株式会社福岡リアルティ 取締役	重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	柴田 暢雄	事業会社の経営者としての豊富な経験や会社経営、人事制度における幅広い見識を有しており、当該視点から経営監視機能を果たしていただいております。当事業年度開催の当社取締役会17回全てに出席し、積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしました。 さらに同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役	眞鍋 博俊	長年にわたる会社経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該視点から経営監視機能を果たしていただいております。当事業年度開催の当社取締役会17回全てに出席し、積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしました。 さらに同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役	矢崎 精二	会社経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該視点から経営監視機能を果たしていただいております。当事業年度開催の当社取締役会17回全てに出席し、積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしました。
社外監査役	山本 智子	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会15回全てに出席いたしました。取締役会では、企業法務を主体とした弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、適切な監査・監督機能を発揮していただくとともに、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役	小原 千尚	当事業年度開催の取締役会17回中16回及び監査役会15回全てに出席いたしました。取締役会では、事業会社における幅広い実務実績や経験に基づき、適切な監査・監督機能を発揮していただくとともに、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	81百万円

- (注) 1. 上記①には、会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。
3. 当社は、会計監査人と同一のネットワーク・ファームであるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社及びD T 弁護士法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である組織再編に関するアドバイザリー業務を委嘱し、その対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任する方針であります。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、再任しないことが適切であると判断した場合は、当該会計監査人の不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定する方針であります。

6 会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法の規定に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決議するとともに、継続的に業務の適正を確保するための体制の見直しを行うことにより、内部統制システムの充実・強化を図っております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は経営理念、倫理綱領等コンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ②コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役・使用人の教育、啓発を図る。
- ③監査部は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
- ④当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、「文書取扱規程」に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- ②「文書取扱規程」には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社及び子会社のリスクを網羅、統合的リスク管理を行う。
- ②新たに発生したリスクについては、「リスク管理基本規程」に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会に諮るものとする。
- ③取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- ②職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
- ③その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
- ④経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
- ②監査部は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
- ③子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
- ②この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
- ③監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及び子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - ・会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ・会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ・その他当社行動規範、倫理綱領への違反で重大なもの
- ②監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。
- ③内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査の実施に当たり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ②監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関わる方針

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- ②その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社倫理綱領において、「市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社会的勢力及び団体には、断固たる姿勢で臨む」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
- ②反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

①取締役の職務の執行の適正及び効率性の確保に関する運用状況

当社は、取締役会において、法令及び定款に定める事項のほか、当社グループの経営に係る基本方針の決定や経営管理、業務執行等における重要な事項についての意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しました。また、当社は、「取締役会規程」及び「経営会議規程」を定め、それぞれの規程及び付議基準に基づき、効率的な会議運営に努めております。

②コンプライアンスに関する運用状況

当社は、当社グループの全役職員による法令等を遵守した業務運営が経営の最重要課題との認識のもと、法令等遵守態勢の整備のための実践計画である「コンプライアンスプログラム」を每期策定し、その進捗状況をコンプライアンス委員会（3か月に1回開催）へ報告しました。また、引続き全役職員を対象に各部門でコンプライアンスに関する勉強会（10回）や研修（3回）を実施するとともに、コンプライアンス自己点検やコンプライアンス理解度確認テストを通じて、全役職員のコンプライアンス意識の向上に努めました。

③リスク管理に関する運用状況

リスク管理委員会において、リスク管理体制の整備・強化のための実践計画である「リスク管理プログラム」を毎期策定し、その進捗状況をリスク管理委員会（3か月に1回開催）でモニタリングすることで、リスク管理体制の整備・強化に努めました。また、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、パソコンやスマートフォン、インターネットを安全に利用するための各種対策の徹底を図りました。併せて、当事業年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、2020年3月に設置した新型コロナウイルス対策本部主導により、当社グループのお取引先及び役員とその家族の安全を最優先に、感染拡大防止の徹底に努めました。

④監査役監査の実効性の確保に関する運用状況

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行が適正に行われていることを監査するとともに、適時適切に意見を述べております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門である監査部との連携により、必要かつ十分な情報を収集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の助言を得るなど、監査役監査の実効性の確保に努めました。

⑤内部監査に関する運用状況

監査部は、毎期初に策定する「内部監査基本計画書」に基づき、当社及び関連会社の法令等遵守態勢及びリスク管理体制等について内部監査を実施しました。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性を検証・評価しました。それらの結果を取締役及び監査役に報告するとともに、当社及び関連会社における問題点等を協議し、必要に応じて改善を指示しました。

⑥財務報告に係る内部統制に関する運用状況

財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの事業内容に係る様々なリスクを評価し、財務報告の信頼性を確保するための体制が、有効かつ継続的に機能するよう業務の効率化、統制活動の整備等を実施しております。

7 会社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、配当につきましては、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に判断し実施すべきものと考えており、内部留保の充実による財務体質の強化を図りつつ、安定的に配当を実施することを基本方針とします。

この方針に基づき総合的に判断した結果、当事業年度の期末配当金につきましては、普通株式1株につき4円増配の14円50銭とし、中間配当11円と合わせた年間配当金を25円50銭とさせていただくことといたしました。

なお、年間配当金25円50銭の内訳は、普通配当20円50銭、特別配当5円であります。

なお、当社は資本政策及び配当政策の機動性確保の観点から、剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

- (注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。
2. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	132,861	流動負債	40,916
現金及び預金	6,095	支払手形及び買掛金	2,376
受取手形及び売掛金	124	短期借入金	29,545
割賦債権	22,773	1年内償還予定の社債	200
リース債権及びリース投資資産	56,067	リース債務	363
営業貸付金	32,900	未払法人税等	2,465
賃貸料等未収入金	304	賞与引当金	159
販売用不動産	14,467	債務保証損失引当金	277
その他	471	その他	5,528
貸倒引当金	△343	固定負債	96,708
固定資産	42,652	社債	1,800
有形固定資産	35,369	長期借入金	84,879
賃貸資産	31,313	リース債務	2,779
賃貸不動産	25,806	繰延税金負債	19
その他	5,506	役員株式給付引当金	37
その他の営業資産	3,487	退職給付に係る負債	331
リース賃借資産	2,554	資産除去債務	415
その他	933	長期預り敷金保証金	3,501
社用資産	567	その他	2,945
無形固定資産	384	負債合計	137,624
投資その他の資産	6,898	純資産の部	
投資有価証券	5,418	株主資本	36,927
破産更生債権等	53	資本金	2,933
繰延税金資産	388	資本剰余金	811
その他	1,038	利益剰余金	34,179
資産合計	175,514	自己株式	△996
		その他の包括利益累計額	628
		その他有価証券評価差額金	628
		非支配株主持分	332
		純資産合計	37,889
		負債・純資産合計	175,514

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
リース売上高	22,059	
不動産賃貸収入	2,436	
割賦売上高	582	
ファイナンス収益	997	
その他の不動産関連収入	8,728	
その他の売上高	2,002	36,807
売上原価		
リース原価	17,870	
不動産賃貸原価	993	
資金原価	663	
その他の不動産関連原価	8,155	
その他の売上原価	666	28,349
売上総利益		8,457
販売費及び一般管理費		2,979
営業利益		5,477
営業外収益		
受取利息及び配当金	94	
その他	23	117
営業外費用		
支払利息	77	
株主優待関連費用	30	
支払手数料	42	
その他	22	172
経常利益		5,422
特別利益		
投資有価証券売却益	3,404	3,404
特別損失		
減損損失	114	
組織再編関連費用	139	254
税金等調整前当期純利益		8,572
法人税、住民税及び事業税	2,872	
法人税等調整額	△161	2,710
当期純利益		5,862
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		5,862

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,933	835	28,828	△999	31,597
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△510	—	△510
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	5,862	—	5,862
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	—	—	3	3
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動	—	△23	—	—	△23
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△23	5,351	3	5,330
当期末残高	2,933	811	34,179	△996	36,927

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,739	1,739	130	33,467
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△510
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	—	5,862
自己株式の取得	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	3
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動	—	—	—	△23
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△1,110	△1,110	202	△908
当期変動額合計	△1,110	△1,110	202	4,422
当期末残高	628	628	332	37,889

連結注記表

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社 (株)ケイ・エル・アイ、(株)K L 合人社、合同会社大名プロジェクト、(有)N R P、(有)ウエストレジデンス、(株)ケイエルエス信用保証、特定目的会社H T T-1号ファンド、合同会社相生メガソーラーパーク、TOKYO23レジデンシャルファンド2特定目的会社

当連結会計年度において、T O K Y O 2 3 レジデンシャルファンド2特定目的会社は出資等を行ったことにより連結の範囲に含めております。また、K・Kレジデンス合同会社は、実質的な支配がなくなったため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、2022年10月1日を効力発生日として、連結子会社である(株)ケイ・エル・アイを吸収合併存続会社、連結子会社であったキューディーアセット(株)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、キューディーアセット(株)を連結の範囲から除外しております。

なお、非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

合同会社大名プロジェクトの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、特定目的会社HTT-1号ファンドの決算日は9月30日、(有)NRPの決算日は11月30日、合同会社相生メガソーラーパークの決算日は1月31日、TOKYO23レジデンシャルファンド2特定目的会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した決算に準じた仮決算に基づく計算書類を使用しております。(株)ケイ・エル・アイ他3社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券で …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法市場価格のない株式等以外のものにより処理し、売却原価は移動平均法により算定）

その他有価証券で …………… 移動平均法による原価法

市場価格のない株式等 …………… なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

また、営業取引として行っている当該組合への出資に係る投資損益は、売上高及び売上原価に計上しております。

②デリバティブ …………… 時価法

③販売用不動産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

賃 貸 不 動 産、…………… 建物（建物附属設備を含む）及び構築物については定額法、その他の資
その 他 の 営 業 資 産 産については定率法を採用しております。
及 び 社 用 資 産 　　なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が8～50年、その他の資産が

3～20年であります。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース賃借資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

そ の 他 の 賃 貸 資 産 …………… リース期間又は資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の賃貸
資産の見積処分価額を残存価額とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、破産更生債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として785百万円を債権額から直接減額しております。

賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金 …………… 保証債務に係る損失に備えるため、当連結会計年度末日における損失発生見込額を計上しております。

役員株式給付引当金 …………… 役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

(リース・割賦事業)

ファイナンス・リース取引に係る売上高及び原価の計上方法

リース料を受受すべき時にリース売上高とリース原価を計上する方法を採用しております。

割賦販売取引の会計処理

「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第19号 2000年11月14日）に定める「金融型割賦の取扱い」に基づき、商品引渡時に物件購入価額を当初元本相当額として割賦債権に計上し、その後の賦払金回収額を元本部分と金利部分に区分して処理する方法を採用しております。なお、金利部分の期間配分については利息法を採用し、割賦売上高には金利部分のみを計上しております。

(不動産事業)

不動産事業の主な財及びサービスの種類は、不動産の販売であります。顧客へ不動産を販売する取引であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

(フィービジネス事業)

フィービジネス事業の主な財及びサービスの種類は、手数料収入であります。自動車リースの紹介、生命保険の募集及び損害保険代理業等を行っており、これらの事業による手数料収入は、主に顧客と紹介先または保険会社との契約が成立した時点で収益を計上しております。

(環境ソリューション事業)

太陽光発電事業は、売電業務を行っており、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するため、当該電力の発電量に応じて契約に定められた金額に基づき、収益を計上しております。

費用の計上方法

金融費用は、売上高に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしております。

その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。

なお、資金原価は、営業資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債 …… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取得原価をもって連結貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって連結貸借対照表価額とすることに変更しております。なお、これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株主優待関連費用」及び「支払手数料」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

(百万円)

	当連結会計年度
貸倒引当金	343

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

信用リスクに応じて債務者を区分しており、その区分は、債務者の返済状況に加え、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況、業績見通しや資金繰り計画等の要因を勘案のうえ判定しており、具体的な貸倒引当金の計上方法は、(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)「4. 会計方針に関する事項(3)引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症は、政府による感染対策が見直され、社会経済活動の正常化に向けた動きが着実に進展しております。また、国内物価の上昇に対する機動的な財政政策の効果などにより、わが国の景気は緩やかながら持ち直しの傾向を示しております。

一方で、アメリカの中堅銀行の破綻やスイス大手銀行の救済など欧米での金融不安の発生やインフレ懸念に伴う世界的な金融引締めが続く中で、海外景気の下振れが懸念されていることに加え、当面、国内物価の上昇傾向が続くことが予想されることなどから、わが国経済の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループは、債務者の業績見通し等について、このような経済動向を反映するとの仮定を置き貸倒引当金等の見積りを行っております。しかし、これらの見積りには不確実性があり、債務者の業績等により仮定や見積りが変化した場合は、翌連結会計年度において貸倒引当金を追加計上する可能性があります。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託（BBT）」及び一定の要件を満たした従業員に当社株式を給付するインセンティブプラン「従業員株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております（以下、合わせて「本信託」という。）。

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において303百万円、1,024,200株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

賃 貸 資 産	5,560百万円
そ の 他 の 営 業 資 産	2,047百万円
社 用 資 産	335百万円
合 計	7,944百万円

2. 担保に供している資産（割賦債権の金額は割賦未実現利益を含んでおります。）

受 取 手 形 及 び 売 掛 金	54百万円
リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分	19,891百万円
割 賦 債 権	7,703百万円
営 業 貸 付 金	18,331百万円
販 売 用 不 動 産	2,760百万円
賃 貸 不 動 産	16,645百万円
そ の 他 の 賃 貸 資 産	5,505百万円
そ の 他 の 営 業 資 産	187百万円
合 計	71,079百万円

上記に対応する債務

短 期 借 入 金 (注)	23,286百万円
長 期 借 入 金 (注)	64,304百万円
リ ー ス 債 務 (注)	2,767百万円
合 計	90,359百万円

(注) 短期借入金及びリース債務の金額には、1年以内に返済予定の長期借入金及びリース債務を含んでおります。

3. 偶発債務
債務保証
提携金融機関が行っている不動産購入ローンに係る顧客 60,050百万円

4. 賃貸不動産の保有目的の変更
保有目的の変更により、賃貸不動産1,151百万円を販売用不動産に科目振替を行っております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失114百万円を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
福岡県及び鹿児島県	賃貸不動産	土地、建物	114

賃貸不動産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。

当社グループは、今後生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローが減少したことにより収益性が低下した賃貸不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しています。正味売却価額は不動産鑑定評価基準に準ずる方法等により評価しています。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	25,952,374	—	—	25,952,374

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	3,225,404	35	10,900	3,214,539

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末の株式数には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式1,024,200株が含まれております。また、当連結会計年度期首においては1,035,100株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の変動は、単元未満株式の買取による増加35株、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) の株式給付による減少10,900株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会 (注) 1	普通 株式	249	10.50	2022年3月31日	2022年6月10日
2022年11月9日 取締役会 (注) 2	普通 株式	261	11.00	2022年9月30日	2022年12月9日

- (注) 1. 配当金の総額には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。
2. 配当金の総額には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

(2) 基準日が当該連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

①配当金の総額	344百万円
②1株当たり配当額	14円50銭
③配当の原資	利益剰余金
④基準日	2023年3月31日
⑤効力発生日	2023年6月8日

(注) 配当金の総額には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、リース・割賦販売事業及びファイナンス事業などを行っております。これらの事業を行うため、当社グループでは銀行借入による間接金融のほか、社債発行、債権流動化などの直接金融により資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、その金利変動リスクを回避するためのデリバティブ取引を行っております。また、通貨関連では、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避するために、為替予約取引等を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の法人取引先に対するものであり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、匿名組合出資金であります。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建取引については、為替変動リスクに晒されております。

資金調達は、金融機関からの借入が主体であり、そのうち変動金利の借入については金利の変動リスクに晒されていますが、一部はデリバティブ取引により、当該リスクを回避しております。

当社グループが行っているデリバティブ取引には、金利関連では金利スワップ取引があります。当社グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金等に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。また、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループで行っているリース・割賦販売取引におきましては、顧客に対する中長期与信となります。よって、当社グループでは当初の取引時において、将来の中古価値に基づいた対象物件の選別、契約期間やリース料・割賦金水準の設定、顧客の財務状況の把握などに細心の注意を払うことにより、信用リスク軽減に努めております。また、取引開始後におきましても、定期的に顧客の業況をチェックし、市場動向や財務状況の悪化など顧客の信用状況の変化を早期に把握できるよう管理を行っております。

営業貸付取引におきましても同様に、顧客の資金使途、資金繰り、担保物件の評価などについて当初の貸出時に十分な審査を行うことにより、リスク軽減を図っております。また、担保不動産につきましても、その評価を外部に委託し、債務者区分に応じて定期的に評価の見直しを行うことで、評価の透明性、客観性を確保しながら、信用リスクの管理を行っております。

②市場リスク、為替変動リスク、資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、市場金利の変動リスク、為替変動リスク、有価証券等の価格変動リスクなどは総合企画部において管理しております。なお、デリバティブ取引への取組は主に経営会議（常勤取締役により構成され、取締役会の付議事項に関する基本方針並びに経営管理の執行方針の審議及び与信案件審査を主たる任務とする会議体）または取締役会において決定されており、取組後の管理については財務部で行っております。

さらに財務部では、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。また、「現金及び預金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 割賦債権	22,773		
貸倒引当金 (※ 1)	△20		
	22,752	23,384	632
(2) リース債権及びリース投資資産	56,067		
貸倒引当金 (※ 1)	△67		
	55,999	57,574	1,574
(3) 営業貸付金	32,900		
貸倒引当金 (※ 1)	△173		
	32,727	34,018	1,290
(4) 投資有価証券			
その他有価証券 (※ 2)	2,238	2,238	—
資産計	113,719	117,216	3,496
(1) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	2,000	2,000	0
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	112,924	112,771	△153
(3) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	3,142	3,158	15
(4) 長期預り敷金保証金	3,501	3,236	△264
負債計	121,568	121,167	△401

※ 1 各営業債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※ 2 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は2,824百万円であります。投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(注) 1. 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	715	1,581	865
	その他	128	129	0
	小計	844	1,711	866
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	173	140	△32
	債券	100	99	△0
	その他	293	287	△6
	小計	566	527	△39
合計		1,411	2,238	827

(2) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	短期借入金及び 長期借入金	1,559	1,083	※	取引先金融機関から提示された価格等によっております。
合計			1,559	1,083	—	

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1)	355
組合出資金等 (※2)	2,824

- ※1 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。
- ※2 組合出資金等は、主に、匿名組合出資、投資事業組合出資等であります。これらは企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
割賦債権	8,401	5,507	3,374	1,938	1,909	1,642
リース債権及びリース投資資産	17,109	10,567	7,633	6,134	3,410	11,212
営業貸付金	13,787	9,726	1,078	1,225	2,895	4,187
合計	39,298	25,802	12,086	9,297	8,214	17,041

(注) 4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債（1年内償還予定の社債を含む）	200	200	200	200	200	1,000
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	28,045	28,932	23,673	13,824	11,212	7,236
リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	363	277	247	230	212	1,811
合計	28,609	29,409	24,120	14,254	11,625	10,048

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,916	—	—	1,916
資産計	1,916	—	—	1,916

(注)時価算定基準第24-9項取扱いをした投資信託は上表には含まれておりません。連結貸借対照表における当該投資信託金額は322百万円となります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
割賦債権	－	－	23,384	23,384
リース債権及びリース投資資産	－	－	57,574	57,574
営業貸付金	－	－	34,018	34,018
資産計	－	－	114,977	114,977
社債	－	2,000	－	2,000
長期借入金	－	112,771	－	112,771
リース債務	－	－	3,158	3,158
長期預り敷金保証金	－	3,236	－	3,236
負債計	－	118,008	3,158	121,167

(注) 時価の算定方法に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は、主に上場株式であり、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

割賦債権、リース債権及びリース投資資産、営業貸付金

債権の種類、顧客の内部格付に基づく区分ごとに、契約ごとの将来キャッシュ・フローについて、顧客の内部格付に応じた信用リスクを加味した一定の割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金（1年内返済予定含む）

これらの時価は、元利金の合計額（※）と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（※）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期預り敷金保証金

賃貸予定期間に対応する将来キャッシュ・フローについて、リスク・フリー・レートで割引計算で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループでは、福岡市その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、商業施設等の賃貸等不動産を有しております。

2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,442百万円であります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
26,545	△738	25,806	31,906

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減のうち、主な増加額は不動産取得（737百万円）、資本的支出による増加（65百万円）であり、主な減少額は販売用不動産への科目振替（1,151百万円）、減価償却費（385百万円）、減損損失（114百万円）であります。
3. 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、または直近の鑑定評価額を一定の指標等を用いて調整した金額によっております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	リース・割賦	ファイナンス	不動産	フィービジネス	環境ソリューション	計		
一時点で移転される財	3,819	－	7,743	438	81	12,082	32	12,115
一定の期間にわたり移転される財	600	－	896	－	754	2,251	－	2,251
顧客との契約から生じる収益	4,419	－	8,639	438	835	14,333	32	14,366
その他の収益	18,013	1,621	2,577	－	228	22,440	－	22,440
外部顧客への売上高	22,433	1,621	11,216	438	1,064	36,774	32	36,807

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)「4.会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 1,651円72銭
- 1 株当たり当期純利益 257円89銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は 1,024,200 株であり、1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は 1,031,307 株であります。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	113,299	流動負債	41,340
現金及び預金	3,902	支払手形	41
割賦債権	23,333	買掛金	2,295
リース債権	11,167	短期借入金	1,500
リース投資資産	28,882	1年内償還予定の社債	200
営業貸付金	43,529	1年内返済予定の長期借入金	27,264
関係会社短期貸付金	2,299	リース債務	182
賃貸料等未収入金	234	未払費用	154
前払費用	83	未払法人税等	2,071
未収収益	36	賃貸料等前受金	2,392
その他	251	関係会社預り金	2,950
貸倒引当金	△420	前受収益	54
固定資産	48,333	賞与引当金	130
有形固定資産	5,620	その他	2,104
賃貸資産	5,506	固定負債	83,461
賃貸資産	5,506	社債	1,800
社用資産	113	長期借入金	78,269
土地	15	リース債務	192
その他	97	役員株式給付引当金	37
無形固定資産	146	退職給付引当金	326
ソフトウェア	142	その他	2,835
その他	4	負債合計	124,802
投資その他の資産	42,566	純資産の部	
投資有価証券	5,418	株主資本	36,201
関係会社株式	35,230	資本金	2,933
その他の関係会社有価証券	1,113	資本剰余金	833
出資金	52	資本準備金	819
関係会社長期貸付金	400	その他資本剰余金	13
破産更生債権等	53	利益剰余金	33,431
長期前払費用	10	その他利益剰余金	33,431
繰延税金資産	223	繰越利益剰余金	33,431
その他	65	自己株式	△996
貸倒引当金	△2	評価・換算差額等	628
資産合計	161,632	その他有価証券評価差額金	628
		純資産合計	36,830
		負債・純資産合計	161,632

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
リース売上高	20,883	
不動産賃貸収入	992	
割賦売上高	598	
ファイナンス収益	1,341	
その他の不動産関連収入	1,583	
その他の売上高	832	26,232
売上原価		
リース原価	17,087	
不動産賃貸原価	373	
資金原価	485	
その他の不動産関連原価	1,002	
その他の売上原価	55	19,004
売上総利益		7,228
販売費及び一般管理費		2,655
営業利益		4,572
営業外収益		
受取利息及び配当金	109	
業務受託料	36	
その他	16	163
営業外費用		
支払利息	130	
株主優待関連費用	30	
支払手数料	39	
その他	20	219
経常利益		4,515
特別利益		
投資有価証券売却益	3,404	3,404
特別損失		
関係会社株式評価損	241	241
税引前当期純利益		7,678
法人税、住民税及び事業税	2,416	
法人税等調整額	△90	2,325
当期純利益		5,353

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				買換資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,933	819	13	833	184	28,404	28,588
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△510	△510
当期純利益	—	—	—	—	—	5,353	5,353
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△184	184	—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△184	5,026	4,842
当期末残高	2,933	819	13	833	—	33,431	33,431

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△999	31,356	1,739	1,739	33,095
当期変動額					
剰余金の配当	—	△510	—	—	△510
当期純利益	—	5,353	—	—	5,353
自己株式の取得	△0	△0	—	—	△0
自己株式の処分	3	3	—	—	3
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	—	—	△1,110	△1,110	△1,110
当期変動額合計	3	4,845	△1,110	△1,110	3,734
当期末残高	△996	36,201	628	628	36,830

個別注記表

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び
関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券で …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によ
市場価格のない株式 り処理し、売却原価は移動平均法により算定）
等以外のもの

その他有価証券で …………… 移動平均法による原価法
市場価格のない株式 …………… なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商
品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基
礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。また、営
業取引として行っている当該組合への出資に係る投資損益は、売上高及
び売上原価に計上しております。

(2) デリバティブ …………… 時価法

(3) 販売用不動産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下
げの方法により算定）

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

6. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

(リース・割賦事業)

ファイナンス・リース取引に係る売上高及び原価の計上方法

リース料を受受すべき時にリース売上高とリース原価を計上する方法を採用しております。

割賦販売取引の会計処理

「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第19号 2000年11月14日）に定める「金融型割賦の取扱い」に基づき、商品引渡時に物件購入価額を当初元本相当額として割賦債権に計上し、その後の賦払金回収額を元本部分と金利部分に区分して処理する方法を採用しております。なお、金利部分の期間配分については利息法を採用し、割賦売上高には金利部分のみを計上しております。

(不動産事業)

不動産事業の主な財及びサービスの種類は、不動産の販売であります。顧客へ不動産を販売する取引であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

(フィービジネス事業)

フィービジネス事業の主な財及びサービスの種類は、手数料収入であります。自動車リースの紹介、生命保険の募集及び損害保険代理業等を行っており、これらの事業による手数料収入は、主に顧客と紹介先または保険会社との契約が成立した時点で収益を計上しております。

(環境ソリューション事業)

太陽光発電事業は、売電事業を行っており、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するため、当該電力の発電量に応じて契約に定められた金額に基づき、収益を計上しております。

費用の計上方法

金融費用は、売上高に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしております。

その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。

なお、資金原価は、営業資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1)当事業年度に係る計算書類に計上した額

(百万円)

	当事業年度
貸倒引当金 (流動資産)	420
貸倒引当金 (固定資産)	2

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取得原価をもって貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって貸借対照表価額とすることに変更しております。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「業務受託料」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株主優待関連費用」及び「支払手数料」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度「役員株式給付信託（BBT）」及び一定の要件を満たした従業員に当社株式を給付するインセンティブプラン「従業員株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております（以下、合わせて「本信託」という。）。

本信託が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において303百万円、1,024,200株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	14,555百万円
短期金銭債務	2,992百万円
長期金銭債権	600百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

賃貸資産	299百万円
社用資産	219百万円
合計	518百万円

3. 担保に供している資産（割賦債権の金額は割賦未実現利益を含んでおります。）

リース債権に係る	4,724百万円
リース料債権部分(注)	
リース投資資産に係る	4,836百万円
リース料債権部分(注)	
割賦債権	7,760百万円
営業貸付金	25,908百万円
賃貸資産	5,505百万円
合計	48,735百万円

(注) 上記のほか、子会社のリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分6,132百万円、販売用不動産2,760百万円、賃貸不動産9,751百万円を担保に供しております。

上記に対応する債務

短期借入金	1,500百万円
1年内返済予定の長期借入金	21,005百万円
長期借入金	57,694百万円
合計	80,200百万円

4. 偶発債務

2022年10月1日付の会社分割により(株)ケイ・エル・アイが承継した債務について併存的債務引受を行っております。

10,298百万円

5. 1年を超えて入金期日の到来する営業債権

リース債権に係るリース料債権部分	6,396百万円
リース投資資産に係るリース料債権部分	21,886百万円
割賦債権	14,775百万円
営業貸付金	29,396百万円
未経過リース期間に係るオペレーティング・リース債権	72百万円
合 計	72,528百万円

6. リース債権及びリース投資資産の内訳

	リース債権	リース投資資産
債 権 額	11,718百万円	31,476百万円
見 積 残 存 価 額	－百万円	－百万円
受 取 利 息 相 当 額	△550百万円	△2,593百万円
合 計	11,167百万円	28,882百万円

7. リース・割賦販売契約等に基づく預り手形

リース契約に基づく預り手形	146百万円
割賦販売契約に基づく預り手形	128百万円
合 計	275百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	663百万円
仕入高	117百万円
営業取引以外の取引高	51百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	3,225,404	35	10,900	3,214,539

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当事業年度末の株式数には、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式1,024,200株が含まれております。また、当事業年度期首においては1,035,100株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の変動は、単元未満株式の買取による増加35株、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) の株式給付による減少10,900株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

貸倒引当金	347百万円
投資有価証券	70百万円
賞与引当金	39百万円
退職給付引当金	108百万円
割賦未実現利益	350百万円
リース投資資産	9百万円
その他	259百万円
繰延税金資産 小計	1,185百万円
評価性引当額	△485百万円
繰延税金資産 合計	699百万円
その他有価証券評価差額金	△198百万円
リース譲渡の収益及び費用の額の計算の特例	△237百万円
その他	△39百万円
繰延税金負債 合計	△475百万円
繰延税金資産の純額	223百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
子会社	株式会社ケイ・エル・アイ	100	不動産業他	直接 100.0%	事業資金の 貸付等 (注1)	資金の貸付	3,702	関係会社 短期貸付金	2,299	
						資金の回収	1,002	関係会社 長期貸付金	400	
						利息の受取	7	—	—	
						資金の預かり	2,000	関係会社 預り金	2,000	
						分割資産	47,381	—	—	
						分割負債	12,450	—	—	
	株式会社ケイ・エル・アイ	100	不動産業他	直接 100.0%	会社分割 (注2)	株式の取得	34,931	—	—	
						債務保証 (注3)	併存的 債務引受	10,298	—	—
						担保の受入 (注4)	担保の受入	50,333	—	—
						業務受託契約	業務受託料の受取	36	—	—
特定目的会社 HTT-1号ファンド	220	不動産業	—	事業資金の貸付 (注1)	資金の貸付	2,361	営業貸付金	2,361		
					利息の受取	24	—	—		
TOKYO23 レジデンシャルファンド2 特定目的会社 (注5)	298	不動産業	—	事業資金の貸付 (注1)	資金の貸付	4,650	営業貸付金	4,650		
					利息の受取	105	—	—		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)資金の貸付の利率については、市場金利等を参考にして決定しております。
- (2)2022年10月1日を効力発生日として、当社が営む不動産事業等を会社分割の方法により、当社の子会社である(株)ケイ・エル・アイに承継しております。なお、分割資産及び分割負債の金額は、分割時の適正な帳簿価額に基づいて算定しております。
- (3)(株)ケイ・エル・アイが吸収分割により承継した債務に対して当社が併存的債務引受を行っており、当該債務の一部に対して、リース料債権等の担保提供を行っております。
- (4)当社の金融機関からの借入50,333百万円に対して、(株)ケイ・エル・アイから販売用不動産及び賃貸不動産等の担保提供を受けております。
- (5)2022年6月27日付で、T O K Y O 2 3 レジデンシャルファンド2 特定目的会社は当社の特定子会社となったことにより、新たに関連当事者に該当することになりました。なお、取引金額については、関連当事者に該当する期間の実績を記載しております。

(2)その他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	(株)西日本 シティ銀行 (注1)	85,745	銀行業	—	事業資金の借入 (注2)	資金の借入	56,500	短期借入金	1,000
						資金の返済	54,608	一年以内 返済予定の 長期借入金	2,336
								長期借入金	10,160
						利息の支払	25	—	—
	(株)長崎銀行 (注1)	7,621	銀行業	—	事業資金の借入 (注2)	資金の借入	3,500	短期借入金	500
						資金の返済	2,606	一年以内 返済予定の 長期借入金	280
								長期借入金	753
利息の支払						2	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)2022年10月5日付で、当社は(株)西日本フィナンシャルホールディングスの持分法適用会社となりました。これに伴い、(株)西日本シティ銀行及び(株)長崎銀行は「その他の関係会社の子会社」として、新たに関連当事者に該当することとなりました。なお、両社との取引金額については、関連当事者に該当する期間の実績を記載しております。
- (2)資金の借入の利率については、市場金利等を参考にして、交渉の上、決定しております。また、手数料については、市場の実勢価格等を参考にして、交渉の上、決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 1,619円78銭
- 1 株当たり当期純利益 235円50銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託 (BBT)」及び「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,024,200株であり、1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,031,307株であります。

(企業結合等関係に関する注記)

会社分割

当社は2022年5月12日開催の取締役会において、2022年10月1日を効力発生日とする吸収分割の方法により、当社の不動産事業等の一部事業を当社の100%子会社である(株)ケイ・エル・アイへ承継する会社分割をいたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び事業の内容

承継企業の名称 (株)ケイ・エル・アイ

事業の内容 不動産リース業務、車両の販売業務、不動産賃貸及び不動産販売業務、
生命保険の募集業務、売電業務並びに倉庫業務に係る事業

(2) 吸収分割効力発生日

2022年10月1日

(3) 本会社分割の法的形式

当社を分割会社、(株)ケイ・エル・アイを承継会社とする会社分割

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社と(株)西日本フィナンシャルホールディングス(以下「西日本FH」といいます。)は2022年5月12日、両社グループの連携を深化させることにより両社グループの総合金融力を向上させ、もって、両社グループの企業価値を向上させること及び地域のサステナビリティを向上させることを目的とする資本・業務提携契約を締結いたしました。

これに伴い、西日本FHが議決権所有割合で約30%の当社普通株式を取得した2022年10月5日付で当社が西日本FHの持分法適用会社となることにより、銀行法上、銀行持株会社の持分法適用会社が営むことができない事業を当社から切り離す必要があることから、対象事業の一部事業を吸収分割により承継会社に承継させることといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 九州リースサービス
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸昭博指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂岳大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社九州リースサービスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社九州リースサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 九州リースサービス
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸昭博
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂岳大

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社九州リースサービスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社については、常勤監査役が当該子会社の非常勤監査役を兼務することにより経営管理の状況を把握いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社九州リースサービス 監査役会

常勤監査役 阿部 浩一 ㊟

社外監査役 山本 智子 ㊟

社外監査役 小原 千尚 ㊟

以上

